

令和4年第8回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和4年8月12日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫  
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉  
河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏  
西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝  
山口 貴範

欠席委員

酒井 勉

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 臼井 正典  
塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則  
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美  
永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇  
宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫  
山中 敏彰

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	吉村 雅子
主査	中村 修	主任主事	多田 智哉
主任主事	井上 靖之	主事	宮田 直弥

議 事

議案第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について

議案第 38 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議  
について

議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議  
について

議案第 40 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について

報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について

報告第 28 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受  
理の報告について

報告第 29 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受  
理の報告について

議 長

それでは、令和4年第8回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。  
議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。  
それでは、議席番号7番野々村貢委員、議席番号8番福田正義委員の両委員、よろしくお願ひいたします。  
なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第37号について説明いたします。  
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。  
今回提案しております申請は、いずれも農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。  
2ページをお願いします。  
1番、西郷地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。  
2番、芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。  
3番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。  
4番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。  
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第37号について事務局から説明がありました。各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。  
それでは、1番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

1番の申請は、農業経営の見直しのため、関連法人である農地所有適格法人へ、田を譲り渡すものです。  
7月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人とともに、現地立会いを行いました。申請地では、引き続き水稻を栽培されるということです。

立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守っていただくことを確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

7月27日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、柳津地区は、梶下信孝委員、お願いします。

梶下委員

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ田を譲り渡すものです。

8月9日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

受人は県外在住の農家ですが、以前から岐阜市の市場にしいたけを出荷しており、申請地でもしいたけを栽培されるとのことでした。

立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守っていただくことを十分に確認しましたので、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第37号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

奥村農地利用  
最適化推進委員

はい。

議 長

はい、どうぞ。

奥村農地利用  
最適化推進委員

4番の申請ですが、受人が県外ということでずいぶん耕作距離が離れておりますし、地目は田とのことですが、しいたけ栽培をされるのか、ハウスを建てられるのか、そのあたりがよく分からないので分かる範囲で示していただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議 長

事務局説明願います。

吉村主査

4番の申請についてですが、先ほど農業委員さんより御説明がありましたように、受人は県外の農家さんですが、岐阜市の市場に出荷されており、今回こちらの申請地でしいたけを栽培、出荷されたいとのことで申請がありました。申請地には今後ハウスを建てられて、その中でしいたけを栽培される予定とのことでした。

奥村農地利用  
最適化推進委員

田の方は、埋立てするのかされないのか、どうですか。

吉村主査

立会いの際に受人と委員さんとの間で、現況のままでハウスを建てるのは難しいので、一時転用で農地の嵩上げを行った方が良いのではないかとのお話がありました。

奥村農地利用  
最適化推進委員

稼働数が3人となっておりますが、この規模で3人で作業等されるということでしょうか。それから常時こちらへ来られるのかということが心配なのですが。結局遠方で放りっぱなしになり、耕作放棄地になるというようなことはないのか、大丈夫でしょうか。そのあたりのことは、委員の方で、きちんと確かめてあるのかどうか、いい加減に許可するのではなくて、しっかり吟味してやらないと後で問題が出てくると思いますので、立会いも当然しっかりやるのですが、色々な条件のことをしっかりと問い合わせしないと、後々になって困るということになりますので、事務局の方でしっかりやっていただかないと困ります。

吉村主査

はい。御指摘のありました稼働人数ですが、今回個人で申請されておりますので、世帯の稼働数としては3人ですが、現在別世帯の息子さん方のご家族とも一緒に農業、しいたけ栽培を行っているとのことで、3世帯で農作業をされる予定であると伺っております。また、法人化もされており、岐阜市内にも拠点があるため、申請地での農作業も問題ないと伺っております。

議 長

議案第37号について、他に何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第37号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第38号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第38号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

4ページの総括表を御覧ください。

今回は、1件、319平方メートルです。

5ページをお願いします。

1番、北長森地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第38号について説明を受けました。

議案第38号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第38号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第39号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転1件、賃貸借の設定4件、使用貸借による権利の設定4件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第39号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

7ページの総括表を御覧ください。

今回は、9件、

合計10,524平方メートルです。

8ページをお願いします。

1番、黒野地区及び方県地区の申請は、賃貸借の設定により、高速道路工事に伴うクレーン据え付けヤードとして一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地ではありますが、クレーン据え付けヤードの一時的な利用に供するために行うものであるため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、35ページに位置図を付けてございます。

転用される場所は、岐阜大学北西に位置する農地です。

2番、西郷地区の申請は、賃貸借の設定により、高速道路 工事の現場事務所及び駐車場に一時転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、現場事務所および駐車場の一時的な利用に供するために行うものであるため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、36ページに位置図を付けてございます。

転用される場所は、西郷小学校北に位置する農地です。

3番、岩地区の申請は、使用貸借の設定により、子の一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

4番、芥見地区の申請は、賃貸借の設定により、医療施設駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

5番、芥見地区の申請は、使用貸借の設定により、水道業資材置場として一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地ではありますが、水道業資材置場として一時的な利用に供するために行うものであるため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、37ページに位置図を付けてございます。

転用される場所は、藍川北中学校北西に位置する農地です。

6番、合渡地区の申請は、使用貸借の設定により、孫の一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

7番、8番、三輪地区の申請は、賃貸借の設定により、資材置場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている 区域に隣接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満である区域内にある農地であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は、原則不許可ですが、申請に係る農地に代えて他の土地を提供することによって目的を達成することができないため、許可し得るものです。



この申請は、合わせて1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、38ページに位置図を付けてございます。

転用される場所は、岐阜女子大学南東に位置する農地です。

9番、三輪地区の申請は、使用貸借の設定により、子の一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第39号について説明を受けました。

1番、黒野・方県地区、2番、西郷地区、5番、芥見地区、7番および8番、三輪厳美地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、1番、黒野・方県地区については、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

1番の申請は、高速道路工事に伴う、クレーン据え付けヤードのために一時転用するものです。

7月25日に、黒野地区と方県地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について影響がないことを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

2番の申請は、高速道路工事のため、現場事務所及び駐車場に一時転用するものです。

7月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に、申請地周辺の農地、水路について影響がないように事業を行うことを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

5番の申請は、水道工事の資材置場のために一時転用するものです。

7月27日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び使用借人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないよう管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、7番および8番、三輪殿美地区は、福田正義委員、お願いします。

福田委員

7番および8番の申請は、一体的に利用し資材置場として転用するものです。

8月2日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案 第39号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

林（明）委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

林（明）委員

1番の申請について、地図では位置関係が分かりにくいのですが、高速道路はどこに位置するのでしょうか。

議長

事務局説明願います。

吉村主査

議案の地図では高速道路の位置が示されておられませんので分かりにくいかと思いますが、提出された利用計画図においては、位置関係としては今回の申請地に接するかたちで出されております。実際は高架となるようです。

野々村委員

よろしいですか。

議 長

はい、どうぞ。

野々村委員

私は現地も確認しておりますが、高速道路は申請番号1の①②の北を通り、③④と⑤の間を通過して、ぐるりとカタツムリのような形状となる予定であると聞いております。現在この辺りは橋脚が何十本も建設されており、今回の申請は、申請地にクレーンを置いて高架橋工事を行うというものです。高速道路の完成図は地元として確認しておりますが、実際はまだ建設中でございますので、地図上で位置関係を説明するのは非常に難しいところです。

林（明）委員

もう1点、7番及び8番の申請で、一体的に利用されるということですが、どこに施設があって必然的であるのか、説明していただければと思います。

議 長

事務局説明願います。

吉村主査

転用事業者は集落の施設において事業を行っており、今回7番及び8番の申請地を資材置場として一体利用されるということです。土地選定理由書により代替地等がないことを確認しております。

議 長

他に御質問はよろしいですか。

議 長

御質問もないようですので、採決に入ります。  
議案第39号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第40号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第40号について説明いたします。  
農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。  
12ページをお願いします。

1番、芥見地区の申請は、自宅が国道用地として収用される見込みであったため、その代替地として申請地に農家住宅を建設することとし、農地法4条許可済みでしたが、道路事業が進まず自宅を移転すべき時期が見通せないため、転用目的を申請地近くで新築される病院の駐車場とするものです。

変更後の転用事業が、その事業計画に従って実施されることが確実であること、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認しうるものです。

なお、この申請は、農地法5条許可申請明細4番と同時申請となっております。

以上でございます。

議長 ただいま、議案第40号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第40号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 議案につきましては、以上でございます。  
続きまして、報告に移ります。  
報告第27号から第29号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査 それでは、まず、報告第27号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

14ページをお願いします。

届出は、31件、合計64,041平方メートルです。

続きまして、報告第28号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

16ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、5件、合計558平方メートルです。

明細は、17ページです。

続きまして、報告第29号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

19ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、64件、合計27,537.36平方メートルです。

明細は、20ページから34ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和4年7月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時42分閉会を宣す。